

東松島市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2期)

「時短要請協力金(4/5~5/6要請分)」のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、宮城県の協力要請に応じて、営業時間短縮に全面的に協力した事業者に対し、協力金を支給いたします。

支給額 : 1店舗あたり **124万円**

受付期間 : 令和3年5月6日(木)から令和3年7月30日(金)まで

1 対象となる事業者 (下記全てに該当する事業者)

- (1) 東松島市内で食品衛生法の営業許可を取得している下記の対象店舗を運営していること。
 - ① 酒類を提供する飲食店
 - ② 接待を伴う飲食店(※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)
- (2) 「**令和3年4月5日午後9時から令和3年5月6日午前5時まで**」の期間、全日において、午前5時から午後9時までの営業時間短縮に全面的にご協力いただいたこと。
- (3) 「宮城県新型コロナ対策実施中ポスター(飲食店用)」の取得及び掲示をしていること。
- (4) 対象店舗において、営業に関する必要な許可等を取得していること。

<注意事項>

- ・令和3年4月4日以前から開業しており、対象店舗での営業実態がある事業者が対象となります。
- ・申請時点において、対象店舗の営業を継続していることが要件となります。
- ・協力要請期間以前から、通常午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は、協力金の対象外となります。
- ・宮城県新型コロナ対策実施中ポスターは「飲食店用」のポスターを掲示してください。異なる業種のポスターを掲示している場合は協力金の対象になりません。

2 申請の際に必要な書類

- (1) 申請書兼請求書(様式第1号の2)
- (2) 施設(店舗)情報シート(様式第2号) ※
- (3) 飲食店営業許可書の写し
- (4) 風俗営業等営業許可証の写し
(※風俗営業等許可が必要な店舗のみ)
- (5) 代表者の本人確認書類の写し
- (6) 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し
- (7) 提出書類チェックリスト

3 申請方法

「郵送」で下記宛先へ提出してください。

※申請書は、東松島市のホームページからダウンロードしてください。

(市役所商工観光課、市役所本庁舎総合案内窓口、東松島市商工会の窓口でも配布しております)

※「施設(店舗)情報シート(様式第2号)」に下記写真等を貼付していただきます。

- ① 店舗の外観写真
- ② 対象期間の営業時間短縮を行ったことがわかるもの(例:営業時間短縮の告知を貼った写真、ホームページ等の写し)
- ③ 感染防止実施状況(例:「宮城県新型コロナ対策実施中ポスター(飲食店用)」を店舗に掲示している写真)

<申請書提出先>

〒981-0303 宮城県東松島市小野字新宮前5
東松島市商工観光課「商工振興・企業誘致係」宛

☎0225-82-1111 (内線:2163、5151)

申請書はこちらから↓

